

# 企業課通信

## 29号



次は何、入れる？

ガスで食育・火育にチャレンジ！！

毎日の“おいしい！”を強力アシスト **Si** 全ロセンサー搭載  
**Si**センサーコンロ  
Siセンサーコンロで、安心、便利、もっと楽しく！！



毎日の料理に  
**直火**というスパイスを！  
ガスコンロのおすすめ機能  
充実しています



さっとひとふき！  
おていれらくらく

両面焼きで手間いらず  
オートメニューでおまかせ  
グリル調理も便利です



平成 29 年 4 月 1 日から

# ガス事業制度 が変わります

庄内町の都市ガスをご利用いただいているお客さまは、手続きも必要なく、これまでと変わらず、都市ガスをご利用いただけます。

ガス事業制度が変わると・・・国の登録を受けた事業者であれば、どの地域でもガス小売事業に参入することができるようになります（都市ガス小売の全面自由化）。また、これまで庄内町は「一般ガス事業者」と位置づけられていましたが、今回の制度の変更により、都市ガスの販売を行う「ガス小売事業者」と、お客様のもとへガスを送る「一般ガス導管事業者」の二つに区分されます。

**庄内町は、制度が変わった後も、「ガス小売業者」と「一般ガス導管事業者」、両方の役割を担いますので、お客さまはこれまでと変わらずに庄内町のガスをご利用いただけます。**

供給条件、保安業務、料金、支払期限等は、  
**これまでと同じです。**



☑各種料金の詳細は、右ページをご覧ください。制度の変更後もこれまでと同じ料金です。

☑料金は、口座振替又は納入通知書払いにより、支払期限日※1までにお支払いください。早収期間※2後にお支払いいただく場合には、遅収料金※3となります。

※1…支払義務発生日（毎月10日前後です。）の翌日から50日目です。 ※2…支払義務発生日の翌日から20日以内（毎月末日頃です。） ※3…早収料金の3%割増。割増分は翌々月の料金とあわせて請求いたします。

☑支払期限を超過した後も料金のお支払いがない場合は、お客さまへのガスの供給を停止させていただきますことがあります。

☑料金や供給条件等を変更する際は、企業課通信などの広報を通じ、事前にお客さまへ説明します。

☑緊急時の保安対応やガス漏えい検査等、すべての保安業務を引き続き行います。

☑都市ガス使用場所を特定することができる番号(供給地点特定番号)として、引き続き「お客様番号」を使用します。（「お客様番号」はメーター検針の際発行する「ガス上水道・下水道使用量のお知らせ票」の右上に記載されています。）

## ポイント

### 各種約款の主な変更点

制度の変更に対応するため、各種約款を改正します。

- お客さまが都市ガスの購入先※を切り替える際に、庄内町との契約を解除するための規定を設けました。  
※庄内町のガス販売地域では、ガス小売事業に新規参入する事業者は、現在ありません。
- お客さまが確実にガスの供給を受けられることを目的とした約款(最終保障供給)を新たに整備しました。

変更後の約款は企業課ホームページへ掲載しております。また、企業課窓口でも閲覧できます。  
書面をご希望のお客さまは、企業課へご連絡ください。  
約款にご承諾いただけない場合は、お手数ですが平成29年3月31日まで企業課へご連絡ください。

## ガス料金表(平成29年3月検針分)

(消費税込となっております。)

\*ガス料金の計算方法(毎月)

$$\text{ガス早収料金} = \text{基本料金} + \text{調整単位料金 (基準単位料金} \pm \text{調整額)} \times \text{使用量}$$

※早収料金とは、早収期間(支払義務発生日の翌日から20日以内)にお支払いいただいた場合の料金です。

\*調整額

**-5.2650 円/m<sup>3</sup>**

←液化天然ガス(LNG)の輸入価格の変動に応じて変わります。



### ☐一般料金

使用量区分	基本料金	調整単位料金(基準単位料金 ± 調整額)
A 0m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	604.80円	121.7106 ( 126.9756 -5.2650 ) 円/m <sup>3</sup>
B 40m <sup>3</sup> 超え~300m <sup>3</sup>	807.84円	116.6346 ( 121.8996 -5.2650 ) 円/m <sup>3</sup>
C 300m <sup>3</sup> を超える場合	2,314.44円	111.6126 ( 116.8776 -5.2650 ) 円/m <sup>3</sup>

### ☐選択約款契約(特別メニュー契約)

【小型空調契約による料金】 その他期:4月検針分~11月検針分 冬期:12月検針分~3月検針分

種別	基本料金	調整単位料金(基準単位料金 ± 調整額)
1種	1,296円	冬期 108.1458 ( 113.4108 -5.2650 ) 円/m <sup>3</sup>
2種	648円	冬期 111.375 ( 116.6400 -5.2650 ) 円/m <sup>3</sup>

【空調夏期契約による料金】

定額基本料金	流量基本料金単価	調整単位料金(基準単位料金 ± 調整額)
3,564円	324円/m <sup>3</sup>	81.8046 ( 87.0696 -5.2650 ) 円/m <sup>3</sup>

※早収料金=定額基本料金+流量基本料金単価×契約使用可能量+調整単位料金×使用量

【家庭用コージェネレーションシステム契約による料金】

基本料金	調整単位料金(基準単位料金 ± 調整額)
1,080円	103.4154 ( 108.6804 -5.2650 ) 円/m <sup>3</sup>

【融雪契約による料金】

使用量区分	基本料金	調整単位料金(基準単位料金 ± 調整額)
A 1m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	1,296円	96.9246 ( 102.1896 -5.2650 ) 円/m <sup>3</sup>
B 500m <sup>3</sup> を超えるもの	3,240円	93.015 ( 98.2800 -5.2650 ) 円/m <sup>3</sup>

【業務用契約による料金】

基本料金	調整単位料金(基準単位料金 ± 調整額)
54,000円	76.6098 ( 81.8748 -5.2650 ) 円/m <sup>3</sup>

これからも、  
「安全・安定・安価」  
な都市ガスをお届けします。

## 庄内町企業課

〒999-7781 庄内町余目字滑石 1-1



平日 受付時間 午前8時30分~午後5時15分

【業務係】利用申込み、料金等 電話 0234-42-0185  
 【工務管理係】工事、緊急時対応等 電話 0234-42-0187  
 【営業推進係】建物の古いガス管の入替等 電話 0234-42-0186

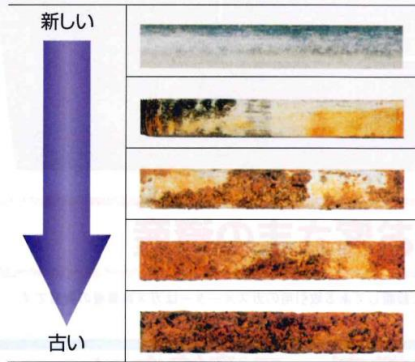
夜間・土日祝日の緊急時対応

電話 0234-43-2136

## ガス管は古くなっていませんか？古いガス管（鉄管）の交換をお願いします

お客さま敷地内のガス管は「お客さまの大切な資産」です。  
土の中に埋められたガス管（鉄製のガス管）は、一般的に経年により腐食が進行し、  
およそ **20年**が**取り替えの目安**といわれています。

### ガス管の腐食状況（例）



腐食・地震に強い  
ガス管を使用します。



場所に合わせ、最適な  
ガス管にお取替えしま

### ポリエチレン管



### ポリエチレン被覆鋼管



### 硬質塩化ビニル被覆鋼管



**改善目標期限が平成 32 年 3 月となっております。**

現在、鉄管が埋設されていると思われるお客さまには、職員が順次ご訪問させていただいております。  
古くなった水道管の交換や、下水道工事の際に、一緒に交換工事をするをおすすめします。

## メーター周りになまりの管は使っていませんか？鉛管の交換をお願いします

敷地内の水道管も「お客さまの大切な資産」です。鉛は柔らかく錆びにくいので、  
平成 3 年頃まで水道メーターの前後 1 m 程度に使用されていました。

「水質と漏水防止」のため（鉛管部分の漏水が多く発生しています。）  
鉛管を撤去される場合、**助成制度**が（下記をご覧ください。）ありますので、  
ぜひご利用ください。

※庄内町の上水道の助成事業です。



## 高効率ガス給湯器や融雪装置(ロードヒーティング)の設置、 古いガス管、水道管等を交換する際は「お得な助成制度」があります

助成制度	高効率タイプの給湯器の設置	上下水道、ガス配管の工事	融雪装置工事 (ロードヒーティング)	備考
庄内町持家建設祝金	工事費の 5%	工事費の 5%	工事費の 5%	新築工事：7%
庄内町住宅リフォーム祝金	工事費の 10%	対象となる場合がございます。 問合せください。	工事費の 10%	三世帯同居、近居等の場合、10%の上乗せがあります。
酒田市住宅リフォーム総合支援事業 <small>※予算に達し今年度の受付は終了しました。</small>				
三川町住宅リフォーム支援事業				

※庄内町の持家建設祝金とリフォーム祝金は併用できます。

**〆切まであと少し！ お早目に！**

【お問合せ先】
庄内町のお客さま：建設課(本庁舎)☎42-0860、(立川庁舎)☎56-3381
酒田市のお客さま：建築課☎26-5749
三川町のお客さま：建設環境課☎35-7036

<b>庄内町</b> 実績報告提出 3/20 まで	<b>三川町</b> 実績報告提出 3/31 まで
---------------------------------	---------------------------------

庄内町鉛製給水管改修助成	水道メーター 1 箇所につき上限 2 万円	お問合せ：企業課営業推進係☎42-0186
--------------	-----------------------	-----------------------

※今年度、受付した鉛製給水管改修工事費の平均は3万円となっています。